

# とよおかコミュニティ31規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、とよおかコミュニティ31と称し、事務所を豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター(豊岡市立野町1-4)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、地域活動を行うものとする。

(地域)

第3条 本会の地域は、豊岡小学校区31区とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに関する事業
- (2) 教育、文化、伝統継承に関する事業
- (3) 防災、防犯、交通安全に関する事業
- (4) 福祉、健康づくり、環境保全等に関する事業
- (5) 産業、観光交流、定住促進等に関する事業
- (6) その他、目的達成のために必要な事業

## 第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(組織)

第6条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

- 第7条 総会は、区長会三役、区長会常任理事、本会の役員及び部会員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した会員の中から選出する。
  - 3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。  
臨時総会は、会長が必要と認めた時開催することができる。
    - (1) 事業計画、事業報告及び予算、決算に関すること
    - (2) 役員を選任、解任に関すること
    - (3) 規約に関すること
    - (4) その他、本会の主要事項に関すること
  - 4 総会は、本条第1項の構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数をもって議事を決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
  - 5 総会は公開とし、傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(役員会)

- 第8条 役員会は、会長、副会長、事務局長及び部会長をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。
- (1) 総会に付すべき事項
  - (2) 本会の運営及び事業の執行に関する事項
  - (3) その他必要な事項

(部会)

- 第9条 本会に部会を置く。
- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
  - 3 部会は、次のとおりとする。
    - (1) 環境づくり部会
    - (2) まちづくり部会
    - (3) 安心安全づくり部会
    - (4) 人づくり部会
  - 4 部会員は、第5条の規定による。
  - 5 部会長は、部会構成員の互選により選任され、総会において承認される。
  - 6 部会に、副部会長を置く。副部会長は、部会構成員の互選により選任する。
  - 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職務を代理する。
  - 8 副部会長及び部会構成員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 9 部会は、部会長が招集する。

### 第3章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 監事 2名
  - (4) 事務局長 1名
  - (5) 部会長 各部会1名
- 2 会長、副会長は部会長を兼務できる。
- 3 事務局長は、当分の間豊岡市嘱託職員(地域マネージャー)を充てる。
- 4 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役または顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第11条 本会の役員は、次の通り選出する。

- (1) 会長、副会長、監事は、地区住民の中から選考し、総会において決定する。
- (2) 副会長のうち1名は、区長会から選出する。
- (3) 監事のうち1名は、区長会の会計とする。
- (4) 部会長の選出は、第9条第5項による。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、(副会長が複数名置かれている場合は、会長があらかじめ指名した順序によって)その職務を代理する。
- (3) 監事は、年1回以上会計及び会務を監査し、総会に報告する。
- (4) 事務局長は、事務局を統括し、各部門間等の調整を行う。
- (5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 区長会から選出された副会長は、区長会の仕事が終了した時点で交代とする。
- 4 区長会から選出された監事は、区長会会計の仕事が終了した時点で交代とする。

## 第4章 会 計

(会計)

第14条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計は、事務局が担当し、本会の出納事務の処理を行う。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 その他

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

1 この規約は、平成29年3月26日から施行する。

2 本会の設立された日の属する年度の役員の任期は、第13条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

3 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。

4 平成29年3月31日までは、「豊岡地区コミュニティセンター」を「豊岡地区公民館」に読み替えるものとする。